

永谷小学校 いじめ防止基本方針

永谷小学校学校教育目標

自ら考え 人とつながり 未来をつくる永谷の子

平成26年4月策定（令和6年3月改定）

※新規に改定した箇所は赤字で記載

（1） いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ」は、表面的事象のみで判断せずに、児童の人間関係をしっかり把握し、日常の中で児童が感じる苦痛に寄り添う視点を大切にする。

② いじめ防止等に向けての基本理念

- いじめ防止等の対策に関する基本理念（横浜市基本方針 P1～2 より）

互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは、温かい人間関係の中で自己実現を目指して、伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所として機能を失い、いじめを発生させる要因にもなりかねない。

子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。



自分や他人のよさを認め合う子の育成

すべての子どもが健やかに成長していくために、学校は、子どもにとって安心・安全である場
でなければならない。健全な人間関係をはぐくみ、自他の特性を認識し、お互いを認め合うこと
ができる場としての学校であるために、その阻害要因となるいじめを防止していけるよう、保護
者、地域、関係機関と共に、学校全体で取り組んでいく。

（２）学校いじめ防止対策委員会の設置

① 委員会の構成員

校長、副校長、児童支援専任、人権福祉教育担当、教務、学年主任、養護教諭、道徳推進担
当で構成される。必要に応じて、心理や福祉等の専門家（スクールカウンセラー、SSW等）
の参加を求める。

② 委員会の運営

- いじめ事案に対して、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。また、重大事態が起こった場合には、直ちに調査を行う。

- 委員会を常設し、月 1～2 回定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で直ちに委員会を開催する。

- 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保

管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

その他、いじめの未然防止や早期発見のため、職員会議や打ち合わせ、場合によっては、ケース会議を定期的開催し情報の共有、対応について共通理解を図る。また、小中連携の取り組みとして、児童、生徒間の情報の共有を行う。また、児童の「永谷いじめ防止会（NIBK）」の運営・管理ならびに全校への情報共有を行う。

(3) いじめの未然防止、早期発見・事案対応

① いじめの未然防止

★いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえること

- ・ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり
- ・なかよし（縦割り）活動の推進
- ・代表委員会での話し合い活動等を通じた主体的な取組への支援
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用した集団づくり
- ・人権教育、道徳教育の推進（いじめの定義やいじめ問題の構造、SOSの出し方等の指導も含む）
- ・児童たちから「永谷いじめ防止会（NIBK）」を結成し、いじめの未然防止に向けた活動を年間継続して行う。

② いじめの早期発見

★いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを認識すること

- ・教職員への研修（いじめの定義理解や基本方針について）の実施
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・定期的なアンケート（年2回）、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・お話タイム（児童アンケート後に実施する、児童と教員による一対一の面談）の実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・年3回による保護者との個人面談での情報収集
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及びタブレット学習の際の注意点等の情報

モラルの推進（スクールサポーター・防犯寺子屋との連携）

- ・保護者、地域、関係機関との連携

③ いじめに対する措置

★いじめの疑いがあった段階で直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告すること

- ・組織的な対応の徹底（いじめ防止対策委員会で情報共有、対策方針決定、記録）
- ・当該児童及び保護者への支援、関係児童及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携
- ・日々の児童の様子や人間関係について、周囲の見守りと支援の継続
- ・いじめ防止対策委員会における、いじめ解消に向けての情報交換、協議、判断

④ いじめの解消

★いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

→本人や保護者に直接確認

⑤ 教職員等への研修

- ・児童の心理や行為、行動の背景にある、子ども同士の間人間関係をとらえる教職員の能力を高める児童理解研修の推進
- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実
- ・計画的な要配慮児童の情報交換の実施
- ・共感的姿勢での傾聴、事実確認の仕方

⑥ 学校運営協議会や外部機関等の活用

- ・「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等について、保護者、地域と共有し連携、協働して取り組む。
- ・児童相談所、警察、少年保護センター等の外部機関と子どもたちの健全育成のために、連携を図っていく。

⑦ 取組の年間計画

毎月一回にいじめ防止対策委員会(定例会)を招集。その場で未然防止、進行中の事案の対応方針、起きた事案を認知するかどうかの確認作業等を実施する。臨時招集もある。

月	校内での主な取組内容	家庭・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会にて年間計画の確認と引継ぎ 全職員による児童理解研修で「いじめ防止基本方針(本資料)」「いじめ・根絶!横浜メソッド」を確認(いじめの定義・基本方針についての共通理解) SOSの出し方教育の実施。 NIBK立ち上げ 懇談会にて、本校におけるいじめ防止のための基本方針を専任から説明 横浜プログラム①(学級開き、『仲間作り』)の実施 	各学級や学年集会などで基本方針説明 学校運営協議会
5月	<ul style="list-style-type: none"> 小中ブロック協議会(横浜子ども会議取組の年間計画) いじめ早期発見のための生活アンケート(記名式)ならびにお話タイム(児童と教員による一対一の個人面談)の実施 個人面談実施(家庭での様子などを収集、問題等の共有化、アンケート・お話タイムの内容の共有) 横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い①) 	地域訪問 学校説明会 個人面談
6月	<ul style="list-style-type: none"> YPアセスメントの実施① 横浜プログラム②(YPアセスメントの結果分析に基づいた内容) 	学・家・地連(基本方針説明)
7月	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談実施(家庭での様子などを収集、問題等の共有化、アンケート・お話タイムの内容の共有) 横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い②) 	個人面談 横浜子ども会議 出席依頼
8月	<ul style="list-style-type: none"> 専任教諭夏季研修に基づく校内研修 横浜プログラム③(夏休み後の『集団づくり』) 横浜子ども会議(港南区学校代表者での話し合い) 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み明けの児童の様子についての情報共有 NIBKによる横浜子ども会議の取組 	横浜子ども会議 取組発表
10月	<ul style="list-style-type: none"> 前期の学習や生活について振り返りの実施 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 横浜プログラム④(行事中における『集団づくり』) 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーンにてアンケート、お話タイム実施(無記名式)。その後、いじめ防止対策委員会にてアンケート結果共有 個人面談実施(家庭での様子などを収集、問題等の共有化、アンケート・お話タイムの内容の共有) 	個人面談
1月	<ul style="list-style-type: none"> 冬休み明けの児童の様子について情報共有 YPアセスメントの実施② 横浜プログラム⑤(YPアセスメントの結果分析に基づいた内容) 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 地域と学校の現状について説明・情報の共有 小中ブロック協議会(横浜子ども会議取組の振り返り・次年度への引き継ぎ) ピンクシャッター月間の取り組み(NIBK) 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> 学校報告会にて現状の説明・情報の共有 横浜プログラム⑥(新年度に向けて、『自分づくり』) 年間の振り返り、新年度への引継ぎ NIBK引き継ぎ いじめ防止対策委員会にていじめ防止基本方針の点検 	学校報告会

(4) 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、調査を実施し、調査結果を速やかに報告する。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。